

(様式第1号)

平成23年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成23年9月2日(金) 14:00~16:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室
出 席 者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 高田昌代, 宮本由紀子, 村上由起, 中山克彦, 堀晃二, 山川尚佳 欠席委員 宮地光子, 吉川博美 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 竹内部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 入山, 松本
会議の公開	公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

第3次芦屋市男女共同参画行動計画策定に係る市民意識調査(案)について

(3) その他

2 提出資料

芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査(案)

3 審議経過

= 開会 =

事務局/(岡田): 定刻となりましたので, ただ今から平成23年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

この会議は, 芦屋市情報公開条例第19条に基づき, 原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は, 非公開についてお諮りをさせていただきます。現在のところ, 傍聴のご希望はございません。会議録の公表につきましては, ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくお願いします。

= 欠席者報告 =

この審議会の他に, 庁内組織として男女共同参画の施策を総合的に推進するための男女共同参画推進本部が設置されております。市長を本部長とし, 施策の推進を図っていくものです。審議会等について, ご説明をさせていただきました。

それでは, 会議開催にあたりまして柳屋会長ご挨拶をよろしく申し上げます。

柳屋会長: みなさん, こんにちは。ご出席いただきましてありがとうございます。本日の主

な仕事は、現在、第2次の行動計画進行中でございますけれど、平成25年、2年後からの第3次行動計画を策定しないといけないということになっており、その策定のための資料の一つとして市民意識調査をするということで、今回この第3次計画策定に向けて市民意識調査を実施したい、そのための質問票をこの審議会で意見をいただいて、そして市民の皆さんに送付させていただくということになるかと思っておりますので、ご意見をお願いしたいと思います。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

事務局（岡田）: ありがとうございます。では、議事進行を会長、よろしく申し上げます。

柳屋会長: 市民意識調査について、たたき台はすでに委員の皆様にお送りしているかと思っておりますので、その内容について簡単に事務局から説明いただけますでしょうか。

事務局 /（岡田）: 事前に資料を配布させていただいておりますが、今、会長からお話しいただきましたように、現在のウィザス・プラン、第2次行動計画の後期計画ですが、来年度が最終年度です。最終年度終期を迎えるにあたり、次の第3次計画を策定する作業に入り、その策定の資料の一つとして、今年度、男女共同参画に関する意識調査を実施していきたいということです。調査についてはこの審議会でもご意見をいただくのですが、今後はこのたたき台を庁内の幹事会、本部会議等で検討した上、10月頃に調査を予定しています。

まず、平成19年に行ないました前回調査、ピンク色冊子が前回の調査報告書ですが、有効回収率が49.6%で、女性は63.2%、男性は32.9%でした。今回は、もう少し回収率を上げていけたらと考えています。前回調査は、調査項目もかなり多く30問近くありました。今回調査も実は30問近い項目になってしまい、ボリュームのあるものをたたき台としてお配りさせていただいたのですが、回答するのが大変な調査かなというように感じています。調査の項目設定をするのに前回調査と比べ、今回、意識したのは、就業生活や就労についての項目に少し重点をおいて設計しています。前回調査にはない就業生活や就労部分の項目のボリュームが出てきているということです。大項目として、「男女の平等意識について」、それから「結婚・家庭生活について」、「子どもの教育について」、「職業生活について」、「市民活動について」、「DVについて」、「男女共同参画の取組について」、この7項目にしています。先ほど申し上げましたように、前回、男性の回収率が女性に比べて低かったので、少し改善できないものかと思いを巡らせながら、少しでも回答しやすい調査票になればということでご意見もいただきたいと思います。事務局からの説明は、以上です。

柳屋会長: どうもありがとうございます。早速ですが、委員の皆様、何かお気づきになったり、ご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですのでご発言いただけますでしょうか。説明がありましたように前回の調査に比べますと、細かな点で大分修正が加えられています。例えば年齢のところ、1ページのF2で前は5歳単位で区切っていたのですが、10歳単位で区切ったりとか、細かな修正があるようです。大きなところでは、今、説明がありましたように職業生活で少し質問を割いているというところでしょうか。どこからでも結構ですので、どなたかありましたらお願いします。

宮本委員: 1ページF5ですが、同居の家族構成で、選択肢5の「父親または母親と子ども」

という選択肢を選ぶと、例えば、子どもが私の場合だとイメージが少し違います。介護の必要な母と娘とか、また、年をとった者が親をみている老老介護とか、介護が必要な家族の場合など、どの選択肢を選んだらいいのかと思いました。

事務局(岡田):子どもさんの年齢は別として二世帯同居、親と子という二世帯同居であれば、選択肢5に入ってくるのかなと思います。

柳屋会長:本人を基準にしてということですか。

事務局(岡田):回答者が、親の場合と子どもの場合があると思うのですが、回答者が他の家族と二世帯のご家族であるかどうかということです。

宮本委員:子どもというと、小さい子のようなイメージがあるので、私自身は小さな子どもではないのですが、その場合はどれを選択したらいいのかなと。

事務局(岡田):例えば、選択肢5を「父親または母親と子ども(二世帯世帯)」というように括弧書きで書いた方がわかりやすいということでしょうか。

宮本委員:私と、養育を必要とする小さい子どもをかかえている二人っきりというイメージか、私と介護を必要とする親がいるのか、ということでどっちなのかなと。

山川委員:一人親ということが前提ですか。

事務局/(岡田):ご夫婦が揃っているのではなく、いわゆる一人親との二世帯です。夫婦と親、夫婦と子どもがおりますが、一人親でない二世帯の場合は選択肢2や3の「夫婦と子ども」、「夫婦と親」になってきます。

柳屋会長:F5の選択肢は、検討していただけますか。

事務局(岡田):はい、わかりました。

柳屋会長:その他いかがでしょうか。

村上委員:1ページF4の子どもがいると答えたかたに、一番下のお子さんの年齢をたずねているのはなぜかなと思いました。

事務局(岡田):ここで聞きたいのは、お子さんがいる場合、まだ学生のお子さんがあるのか、それとも学校を終えたお子さんなのか、というようなことをお聞きして、後のクロス集計で、その部分については利用できるのかなということで「一番下のお子さんは、次のどれにあたりますか」ということにしました。

村上委員:ここで聞かれたように、子どもが複数いる場合は一番下の子を思い浮かべて、回答すると思いますが、それからずっと質問に答えていって、子どもの教育についてのところで、そこで「子どものいる、いないにかかわらず回答をお願いします」とあるので、ここは子どもがいてもいなくても回答されると思うのですが、自分で回答していったときに、その回答者の子どもの性別によって、回答が変わってくると感じました。例えば、女の子しかいないなら、女の子のところを自分の子どもをイメージしながら回答して、男の子は、ちょっとイメージがわからないので想像という形で回答します。最初は「子どものいる、いないにかかわらず回答をお願いします」のところを見落としていたので女の子だけ答えるのかなとここで間違ってしまった、後で見たら両方だとわかったのですが、最初の部分、1ページF4を読んで、一番下の子どものイメージしながら回答し、ここにきて下の子についての性別によって回答が変わらないかとか、自分の子どものパターンで回答した場合に、最初に子どもの性別を聞いてい

た方がいいのではないかと、少しここで戸惑ってしまいました。何か方法があればと思うのですが。

事務局(岡田): 聞き方の設定のときに、まず、「お子さんがいらっしゃいますか、いらっしゃいませんか」とか「女の子ですか、男の子ですか」と聞けば、きっとおっしゃられるような間違いというか、こっちが期待していることとのズレが少なくなってくると思うのですが、そうすると設問が増えてしまいます。ボリュームが多いと思っていたので、確かにこの部分を見落とされたら、今、おっしゃられたようなことが出てくるかなというのはあるのですが、項目数を減らすためにこういう書き方で案を作ってみました。おうかがいしたいのは、子どもの性別により、例えば、教育の期待度に差が出てくるのかどうかというようなことです。

村上委員: それを期待されて設問されているというのは分かるのですが、その回答者の家の子どもの性別によって答える内容が変わってくるかなと思ったので、さっき言ったように、自分の家には女の子しかいなかったら女の子の教育に対する期待度が高くなって、男の子の場合は全く想像でしか答えられないので、理想で回答するみたいになって、回答者の子どもの性別によって変わってくるなと感じました。

宮本委員: そうすると、F4の「お子さんがおられますか」の「いる」のところに「男・女」とあってもいいかもしれませんね。性別を知りたいと思ったときにはいいと思います。

中山委員: 今の関連ですが、性別も大事ですが、例えば「一番下のお子さんは次のどれにあたりますか」で、子どもが1人でも一番下、3人おられても一番下ということですね。今回、就労生活中心ということで、経済的な面や学校の問題などあると思うのですが、例えば、1人でも3人でも子どもがいる、としか分からないですね。ですから、ここは複数回答にして、例えば、幼稚園、小学生、高校生などという選択肢にしてみたら、そうすればある程度様子が分かると思うのですが。そうした場合に集計に影響するのでしたら構わないのですが。ある程度考えられて一番下だけに限定しているのですか。

事務局(岡田): できたら回答するときに、あまり複雑にならないように、と思いながら作ったのですが。

中山委員: 今回のアンケートは前回と違うことを説明されましたので、その分ここは影響するのではないかと思ったのですが。

柳屋会長: 先ほどお答えになったのはF4-1ですね、一番下というのは、手のかかる子どもがいるかどうかということですか。

事務局(岡田): いわゆる学生、親の扶養下におかれるお子さんがいるのかどうかということです。就学前、小学生、中学生と分けていますので、だいたいどの年代のお子さんがいるのかが分かってくるということです。

柳屋会長: 経済的なものもそうでしょうし、小さなお子さんがいても、手がかかるし時間をとられる、そのへんが分かればということですね。その範囲でだけ聞きたいという質問項目ですね。そうしたら今のご指摘はもう少し幅広げて情報収集できたらいいということですが、少し複雑になってしまうんですね。

事務局(岡田): そうですね。どうでしょうか。

宮本委員: 4ページ問7ですが、選択肢5が「4年制大学まで」とあるのですが、今6年制

までの大学も結構多いので、「4年制」はいらないと思うのですが。

事務局（岡田）: 短大と高専，4年制大学，大学院の2・4・6年の想定で作っています。

宮本委員: 薬学部と医学部は6年制ですから，看護学校も6年制なので，例えば大学まで行かせるのか，女の子でも大学院に行かせるのか。「4年制」はない方がいいのかなと思いました。

事務局（岡田）: わかりました。

柳屋会長: そのほかご意見がありましたらお願いします。

山川委員: 2点あります。2ページの問2ですが，計画の随所に「ジェンダー」という言葉が出てくるのですが，私自身ははっきりと説明できる言葉ではないので，ここで聞いてもらうことはできますか。それともう1つは，11ページの問19と12ページの問21で，配偶者からの暴力と交際相手からの暴力を分けて聞いていますが，一緒に聞かない理由を聞きたいです。

事務局（岡田）: 配偶者の暴力の質問項目と，交際相手からの暴力の質問項目を分けているということですか。

山川委員: わざわざ分ける必要があるのですか。

事務局（岡田）: DV防止法の対象となるドメスティック・バイオレンス＝DVは，配偶者からの暴力です。配偶者からの暴力は，法に規定されていて，制度的にも対象になっているということです。ただ実態的には交際相手からの暴力というのも，大きな社会問題になってきています。配偶者からの暴力だけでなく，交際相手からの暴力についても，過去においても，統計をとったり，被害を受けた経験があるかという調査もしていますので，加害者の対象を分けてお聞きすべきということで分けているということです。

山川委員: 交際相手からの暴力については法が整備されていないからですか。

事務局（岡田）: 法が整備されていないというより，DV防止法の配偶者の範ちゅうには入ってこないのですが，大きな社会問題になっている交際相手からの暴力という事実があるということです。

柳屋会長: それとの関連ですが，「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」では，配偶者等からの暴力，これをDVというと読めるのですが，この11ページの一番上のドメスティック・バイオレンス（DV＝配偶者からの暴力）と書いてありますが，このへんをどう整合するかというところですね。

事務局（岡田）: その計画を作るときに「等」と入れたのは，法律では配偶者からの暴力を対象にしたものですが，計画の対象に含めるものとして交際相手からの暴力，デートDV，そういうことも計画の中を含め，配偶者等から暴力対策基本計画としました。法律でいう配偶者と若干違う部分があります。

高田委員: 計画は，法律に基づいて市町村はたてた方がいいということになっているのですが，計画をたてるにあたっては，予防というのがすごく重要で，今，恋人や配偶者がいない人に対して，恋人や配偶者がいるようになったときに，自分がDVを受けないために予防教育はすごく重要だと言われています。そのため，「配偶者」だけでなく，「配偶者等」と入れることがとても重要だということです。

柳屋会長：11ページの一番上を見ますとドメスティック・バイオレンス（DV＝配偶者からの暴力）となっていますが、問19配偶者からの暴力と、問21交際相手からの暴力とに分かれていますので、そのへんを整理していただくということでお願いします。

事務局（岡田）：少しわかりにくいかなと思います。法律的な用語の部分と、一般的にいうところの部分が変わりますので。

高田委員：ここの11ページは、私の意見ですけれども「ドメスティック・バイオレンス（DV＝夫や恋人からの暴力）」というふうに、一般のかたが読むのにはそのようにしたらどうかと思います。それと同時に、問19と問21については、配偶者と恋人をあえて分けておられるのですが、芦屋の市民のかたがたの中に配偶者間であろうとも、恋人間であろうともこういった経験をしている市民はどれくらいいるのだろうか、ということを知るとすれば、あえてこれを法律上の問題だけですので、関係性としては一緒ですから、1つにしたらどうなのだろうかと思います。

宮本委員：私は「パートナー」という言葉を使います。あえて結婚しているかどうかは聞かないで、パートナーはどうですかという言い方をします。それに対する適当な日本語がなく、難しいのですが。

高田委員：口語でいうと「お連れ合い」になるのですが、ここには書けないので、本などでは「夫や恋人からの暴力」という題名もたくさんありますので、あえて分けなくてもいいと思います。

宮本委員：DV＝配偶者とするより、その方がずっと入ってきますね。

事務局（岡田）：国の配偶者間暴力対策の現状と課題に関する調査では、確か数字として分けていたと思うのですが。

高田委員：あれは分けています。それは、デートDVがどのくらいあるかということ进行调查したかったからです。配偶者間の暴力に関しては、だいたい過去5年間にどれくらいありましたか、というのを聞いていると思います。今までの国の調査は、すべて配偶者間、つまり婚姻関係にあるかたを対象にデータを出していたのですが、近年、先ほど申し上げたように非配偶者間のことについて、もう少しきちんとデータとして取りましようということがあったので、この平成21年の回の全国調査のみ「非配偶者間のときにありましたか」と「あったのはいつでしたか」と聞いています。20代前半や20代後半で、そういう若いときからも暴力があるというのをあえて出したかったので、平成21年3月の調査だけしています。ここで多分意図されているのは、市民の中でどれくらいの関係性があるのだろうかということで、これまでに非配偶者間、恋人間の暴力を受けたことがある人はと聞くのであれば、それはそれでもいいと思いますが、あんまり振り返ってのデータというのは信ぴょう性も少ないので、ここで言われているような今までに受けたことがありますか、例えば5年以内に受けたことがありますか等、期間を限って聞かれた方が、データの信ぴょう性が高くなると思います。

事務局（岡田）：国との比較で、配偶者と恋人を一緒にしてもデータ比較の際にそんなに問題がないのですか。

高田委員：特に問題はないと思います。

宮本委員：11ページの問19-1でも、「受けたDVについて、だれかに相談しましたか」の方がいいですね。

事務局(岡田): 過去5年間においてそういう経験がありますか、という聞き方のほうが有効だということですか。

高田委員：多分、国の調査も5年と限定していたと思います。

柳屋会長：高田委員も関与されたこのDV対策基本計画は、学校教育における啓発のところで、デートDVというのが挙がっていますね。このへんとの関係で分ける必要があるかもしれませんので、文言を変えて、別々の問題にしておいてもいいのではないかと私は思います。デートDVの問題は別で独立して取り上げられていますので、別々に聞いてみてもいいかなと思います。

村上委員：中学校でデートDVの授業もあると聞いたのですが、今回の調査結果でデートDVが芦屋で多いとなれば、中学校等でデートDV防止の教育、啓発に力を入れるという方向に行くことがあるわけですね。

柳屋会長：1つのデータにはなると思います。

事務局(岡田): その結果によってただちにそうなるかどうか分かりませんが、結果をみた上でどう判断するかです。

村上委員：デートDVの割合が大きければ、そういうきっかけになる可能性があるということですね。

高田委員：DV対策基本計画に挙がっていようがなかろうが、世の中にあるのは明らかなので。分けて書くとすれば、10歳代を対象にすればあまり問題はないのですが。

事務局(岡田): この調査自体は18歳以上を対象にしたものです。

高田委員：村上委員がおっしゃられたデートDVというのは、若者間における暴力を指すことが多いんです。中学、高校、大学生です。本当は50歳でも非配偶者間でしたらデートDVになるのですが。少しそぐわないところがありますので。

柳屋会長：5年に限らず、30年前くらいを聞いてみないと年配のかたにはお答えできないかもしれませんね。

高田委員：そうですね、国の調査ではそのように聞いています。もし、10代、20代の中学、高校、大学生にもあるのではないかとということを出したいのなら、別枠で学校等に協力していただいて、調査する方が確実です。30年前のことを思い出しても、わからないと思います。

事務局(岡田): この調査を作る上で内部でも交際相手といっても、結婚している人に聞いたら、過去の交際相手のことを回答するのかなとかいう話は出ていて、それもどうかというところはありません。芦屋市の場合、市立は中学校までしかなく、市立高校がないので、調査対象にするのが中学校までになります。

高田委員：高校は結構協力してくれます。県立高校ですよ。

事務局(岡田): はい、県立高校です。

高田委員：中学校の方が、ハードルが高いかもしれません。

事務局(岡田): 調査をするのなら、むしろ高校の方が中学校よりも数字が出てくるということですね。

高田委員：そうです，中学校は先生方が聞いて欲しくないと言う可能性もありますし，高校は実際に事件が起こっていたりすることが多々ありますので，養護教諭の先生や担任の先生に理解されると思います。

事務局（岡田）：そうだとすれば，最初に高田委員がおっしゃられたように，「夫や」となれば，妻が省かれてしまうので，配偶者や恋人からの暴力を過去5年間に受けたことがありますか，という聞き方がいいかもしれないですね。

高田委員：「配偶者」というのが一般的でないのなら，「夫婦間の」というようにすればいいと思います。

村上委員：調査対象は18歳以上ですよ。中学生が現在デートDVにあっているかどうかの回答は得られないということですね。

柳屋会長：では，そのあたりの意見を検討してください。その他はいかがでしょうか。

村上委員：10ページ，問18の市民活動についてのところですが，色々と項目があり，その中で「文化・芸術活動」と「趣味・教養講座への参加」とあるのですが，この違いが分かりにくいと思いました。

事務局（岡田）：分かりにくいですね。該当するような活動であれば，2つとも回答していただければと思います。確かに重なっているところがあります。芸術活動と趣味を分けて考えるかた，重なって考えるかたがおられて，分けたり，重なったりする部分なのかなと。

村上委員：そうなる，ばらばらに結果が出ると思うのですが，別々にされたのはどうしてですか。

事務局（岡田）：趣味・教養講座と言いますと，他の活動でも重なってくる部分はありますし，積極的なスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動のようにそういう積極的な活動意思よりも，そういう関連の講座だと参加したいというかたもおられると思いますので，こういう項目設定にしました。今回，たたき台として，皆様にお示しをしたのですが，質問によっては少し回答しにくいだろうとか，文言を変えた方が良かったか，内部でも意見は出ています。例えば，1ページのF6でも，「正社員（常勤）」となっているのは，ここは会社員で正規職員なのか，又はパート・アルバイトのような働き方なのかという分け方なのですが，そうすると公務員はどこに該当するのかということもあって，「正社員・正職員（常勤）」という項目にした方がいいのではないかな等，細かいところではまだつめきれていないところがあります。

柳屋会長：前回調査では，「家業手伝い」というのがありましたが，今回はそういうかたは，どこに当てはまるのですか。数としては非常に少ないと思いますが。

事務局（岡田）：その他の項目に入ってくるのかなと思います。

高田委員：5ページの問8ですが，子どもに対するジェンダー教育で，男性が男の子に対して期待が大きいということ結果が出ていたりするのですが，ここで質問されているのは，村上委員がおっしゃっていたかもしれませんが，「自分の子どもにはどのような生き方をしてほしいと思いますか」というところで，自分の子どもが女の子しかいなかったら，女の子のところしか回答できないということになるかもしれないので，「もし，あなたに子どもがいたら」という書き方にしてはどうでしょうか。「自分の子ども」で

はなく、「もし、あなたに子どもがいたら」という仮定形で聞かれた方が良かったと思います。それともう一つは、育児休業等の男性の調査をしますと、3ページの問4で、男性が一番しない家事は「アイロンかけ」です。データをとると洗濯はされるのですが、アイロンかけはものすごく数値が低いです。

事務局(岡田)：掃除・洗濯とは別項目で設定した方がいいということですか。

高田委員：そうですね、色んな調査でアイロンかけという項目は出ているのですが、最も男性が不得意とする家事のようで、だから、それは女性の仕事となっているようです。余裕があれば、アイロンかけの項目は、加えていただきたいです。

事務局(岡田)：その問4に今ある項目の中で、「子育て」と「子どものしつけ・教育」の項目があり、どちらも子どもに関することなのですが、「育児という子育て」と、もう少し長いスパンでの子育てという意味の「しつけ・教育」ということで分けたのですが、分ける意味はあるのかなと思いつつながら項目を作りました。そのあたりご意見をいただけたらと思います。

村上委員：とてもよく理解できました。子育てというと具体的にイメージするのは、赤ちゃんや幼児期ではオムツ替えや離乳食を与えるといった雑用的な子育てという感じで、子どものしつけ・教育ではこういう生き方をしてほしいとかの理想型を子どもに教えるというイメージです。色々な保護者の話を聞いていますと、雑用的な子育ては女性がして、教育は父親がするというように役割が別になっていたりするので、この項目も分けた方がより分かりやすいのではないかと思います。

事務局(岡田)：例えば、「子育て」というと漠然として分かりにくいので、「育児」にするかどうかとか。

中里副会長：「身のまわりの世話」とかはどうでしょうか。前回と比較する上でどうなのかということだけで、本当は分けることは必要で、分けた上で「子育て」の選択肢は「子どものしつけ・教育」の選択肢と明らかに違う表現にした方がいいと思います。前回と同じ選択肢なので、前回と比較したいのであれば、ちょっと変えてしまうと、そのせいで変わったと解釈できなくもないです。どちらを優先するかです。今後を考えて、変えてもいいとは思いますが。

事務局(岡田)：検討させていただきます。

柳屋会長：今回、職業生活のところが大きなスペースとなっていますが、このへんのねらいを説明していただけますか。

事務局(岡田)：今回、職業生活の設問数を増やしているのですが、一般的に女性が職業にもつことについて前回も聞いていて、前回調査と比較をすることと、それから男女共同参画のある一面を進めていくところで、自分が職業をもって自身で収入を得る経済活動が少なからずある一方で、パート・アルバイトも含めたら半数以上の女性が働いている状況ですが、いわゆる正規労働ではまだまだ数が少なく、安定した働き方が社会の中でできていない、そういったことが答えとして出てくるかは必ずしも分からない部分ではあるのですが、そこを意識していきたいと思っています。例えば、育児や介護休暇等の制度が充実していけば、果たしてそういうところは進んでいくのか、また、男女雇用機会均等法ができてからは就職の部分では法律上機会は均等であると

なっていますが、実際の職場において賃金に男女差があるのか、昇給・昇格で男女格差があるのか、女性の仕事に対する評価について、男女格差があるのかというところをお聞きしたいと思い、項目を増やしました。

高田委員：皆さんのご意見もお伺いしたいのですが、今おっしゃっていたように、女性の経済的自立というのが、精神的自立や本当の意味での社会的自立に大きくつながることがすごく重要だと思います。「職業は何ですか」という問いで思うことは、いわゆる「103万円の壁」と言われる、働けるのに働かない、夫の扶養家族の中でしか働かないことは、すごくジェンダー意識に関係しているのではないかと思います。これは最近、私も関心をもってみているところで、派遣社員・契約社員・正社員という雇用形態、収入形態、そのような分け方で私は見ないです。実際どのようなものでしょうか。

宮本委員：私が思うのは、税金を支払ってなんぼのものだと、納税義務を果たさないと、権利はもらえないということで、ちょっとの目先の税金を払うか払わないかで、生き方を選ぶのは不適切だと思いますが、その壁がとても大きいです。

高田委員：そうですね、その壁はものすごく大きいと思います。

宮本委員：あの扶養制度はない方がいいと思います。

高田委員：それとジェンダー意識がとても関係していると思います。

事務局（岡田）：私自身の考えですが、意識の面は大きいと思いますし、現実の損得もとても大きく関係していると思います。長い目で見て、自分の国民年金だけでなく、厚生年金をもらう方が決して悪くないと思うのですが、現実には今、目の前で年金保険料が高くなるとかが壁になってそういう余裕がないのかなと思います。

高田委員：現実的にそこが問題で、本音と建前みたいところで、結局、「職業は何ですか」というところで、パート、契約社員、正社員は働き方だと思うのですが、収入の分け方ということを考えたら、基本的にそう分かれると思います。実際どう分かれるかは、「だろう」ということでしか分からないのですが。収入を直接聞くというより、扶養家族の範囲内での就業をしていますか、というような聞き方になると思うのですが、はっきりとは言えないです。なんとなくそういう手ごたえが、世の中に本音の部分であるのではないかと思います。そういったところがクロス集計で出てこないかなと思います。

柳屋会長：多くの場合、非正規のかたは家計補助というかたちで働いていると思いますが、自立しているのではなく、家計の足しになるし、家庭生活にも支障が生じないということ。

高田委員：選択肢3の「派遣社員・契約社員」と4の「パート・アルバイト」ではどう違うのかということ。今の考え方では変わらないのではないかと、そうするとこういう分け方をしなくてもいいのではないかというのも一つの案です。

柳屋会長：派遣社員と契約社員は割と「103万円の壁」を超えられる人が多いのではないかと思います。例えば、契約社員は1年間契約して働いて、派遣社員の場合も時給が高い人が多いですね。

中山委員：派遣社員は雇用形態が違うんですね。そうすると、「派遣社員・契約社員」という

くくり方だとすっきりしないかもしれないですね。

柳屋会長：収入論から言うとそうですが、雇用形態からするとこの分け方が一番オーソドックスです。

中山委員：契約社員は年限契約ですか。

柳屋会長：そうですね，1年契約です。

中山委員：派遣社員と契約社員は雇用形態が違うのであれば，このくくり方はおかしいかもしれないですね。

高田委員：雇用形態として安定した職業なのか，安定していない職業なのかという分け方をするのか，金額的なところで分けるのか，というところが入り混じっています。

中山委員：ある意味，正社員というのは安定にみえますね。

高田委員：そうですね。

中山委員：契約社員は年限なので，不安定にみえますね。パート・アルバイトも時間に制限がありますし。ねらいは分かりませんが，あとの集約の仕方で変わってくるかもしれないですね。

柳屋会長：感覚的に言えば，パート・アルバイトの人は家計補助が多いという印象はありません。派遣社員は割と高給取りが多いというケースがありますね。

高田委員：1ヶ月の派遣社員もいますし，色んなクロス集計をされるときに，金額で集計されるのか，雇用形態で安定・不安定なのかをみるのか，はっきりさせた方がいいと思います。

事務局(岡田)：もともとは，収入のあるかた，収入のないかたと分けていましたが，年金生活者はどちらに該当するのかということで，そういう書き方はやめたのです。

柳屋会長：パート・アルバイトは女性が多くて，不安定な雇用で，「103万円の壁」を気にしているイメージがあります。統計的にもそういう裏づけがあるのではないかと思います。

中里副会長：すこし前だと，アルバイト的な感覚で派遣会社に登録して，短期，単発の派遣で，主婦が働くケースが多かったと思いますが，専門職のような常時そこで働くような派遣の形態と，短期で不安定な派遣が混ざってしまうということがあります。男性の派遣も不安定であったりしますが，事実的にSE等の専門職で派遣されてそこに常駐するということもあり，そういうケースも含まれますね。

中山委員：本来特殊な専門職を，現在は会社の都合で雇用契約を結ばなくてもいいので，そういう形態が不安定ですね。

中里副会長：最近では，そういう派遣制度の見直しもされて，契約社員的な形態に変えたりしています。どちらにせよ，「3派遣社員・契約社員」に該当しますね。難しいです，実際に色んなケースが含まれます。「4パート・アルバイト」は大体不安定で，103万円を意識している人は，かなりのかたがこれに該当すると思いますが。性別と年齢層で比率は違ってくると思いますが。

事務局(岡田)：高田委員がおっしゃられたように，「103万円の壁」というのを意識して，F6の質問項目で，何かそれが出てくるような項目設定はできますが。

中里副会長：調査をする上で，職業欄のところは本当に難しいと思います。結局，正解がな

いようなこともありますので。色んな調査を参考にしながら、正確にやりすぎるとどんどん複雑になってしまい、最終的に自由回答にして、調査者が大量のデータを細分化しなくてはいけなくなるので。一般的なものはこれですね。今おっしゃられたように意図的に何かを差別化したいときはこの調査の目的に合わせて選択肢を考えなくてはならないです。

高田委員：今回の調査で、職業をどうとらえるかです。安定なのか、不安定なのか。または給料が多いのか、少ないのか。考察を書くときに、色んな人がいるということになって、結局このデータは使えませんということになりやすいので、何のためにここで職業項目を分けるかはっきりした方がいいと思います。

事務局(竹内)：例えば、このF6は、どうかたが実際に回答されたかというようにしておいて、6ページの問12では収入があるかのみお答えくださいとなっているのですが、例えばここでの収入を「税の扶養控除を103万円に抑えるような働き方をしている、それ以外に健康保険の扶養家族の上限の130万円に抑える働き方をしている、それ以外」のような項目を増やすのもひとつのやり方なのかなと思います。特に意識して収入を抑えているかどうかの点ではクロス集計で効果が出るのかなと思います。

宮本委員：特に6ページについて、育児休暇・介護休暇は、派遣、契約社員ではもらえるのかどうかですね。

柳屋会長：法律的にはあります。一定期間を超えて、働く見込みのある人や、1年以上雇用される見込みのあるかた等ですが。

事務局(岡田)：そもそもの設定期間に関係してきますね。例えば2ヶ月で設定しても、労基法上は付与されますね。

柳屋会長：2ヶ月単位で更新していったとしても、他の同僚と照らし合わせると、みんな1年を超えて働いている場合が多いとなれば、この人もそうだろうとみなされ、育児休業等を付与しなさいという判断になると思います。

高田委員：以前だと、パートは育児休業を取得できなかったのに、今は取得できるということですね。

柳屋会長：そうですね、もちろん年次休暇もとれます。年収103万円を区切る必要があるかどうかですね。

事務局(竹内)：103万円を意識して働いている人がいるかどうか重要だということですね。

柳屋会長：そこはまた別に質問項目を増やしますか。要するに、「103万円の壁」を気にしながら働いている人の意識を知りたいということですね。

高田委員：経済的な自立に関して言えば、実際の給料と意識の中に103万円というのがあるのかどうか、そういったジェンダーの意識や実際に経済的自立ができていのかに重点を置いて調査することを思えば、そのような項目設定は現実的にみんなが気にしながら働いているのだから、クロス集計で必要になってくるのではないかと思います。

事務局(岡田)：F6の「3派遣社員・契約社員」、「4パート・アルバイト」の答えの方々が実際に、働き方として103万円の部分を意識して働いているかどうか、先ほどの

ような項目の設定をしたら，出てくるということですね。

高田委員：同じ収入でも，フルタイムで働いている人と年収100万円くらいで働いている人では，家事・育児の考え方は基本的に違うと思います。それは雇用形態ではなく，103万円がいいという意識であったり，金額であったりするところは，今回の調査において職業で考えるときに，必要な項目でないのかなと私は思います。

事務局（岡田）：家庭の中での分担についても，違った系統の答えが出てくるかもしれないとかということですね。

柳屋会長：芦屋市の調査で「103万円の壁」があるから，こうなんだと，ではその壁をなくせばいいんだということでは，芦屋市の手を越えてしまい，あまり意味がないですね。

高田委員：それはそうです。それが分かったということで，どうということはないのかもしれないのですが，やはりそういった制度があることによって，社会が女性たちの社会進出や生き方というのをストップしているという考察はできます。

事務局（岡田）：意識の部分でどうかということが見えてくるかもしれないということですね。

柳屋会長：そういった問題はたくさんあります。保険のこともそうです。3号被保険者のこともありますし。

高田委員：「103万円の壁」と「130万円の壁」の2つがあります。実際問題はみんな意識しながら働いているのに，派遣社員とかパート・アルバイトという形でクロス集計し，働き方というのは意識というのがものすごく大きく関係しているので，ジェンダー意識と経済的自立は，女性も男性も自らの足で立って生きるということと関係しているのではないかと思います。もしそういうことを出そうと思うなら，この形態では出てこないと思います。

中山委員：F6の3，4を選んだ理由として，例えば「3派遣社員・契約社員」を選んだかたに矢印で示して，これは育児の時間制限があるとか，経済的，金銭的理由があるから等の項目を1つか2つ増やすことはできるかもしれないですね。多少設問は増えますが。

高田委員：ここで付け加えるか，問12ではっきりと「あなたはどんな形態で働いていますか」と書くかです。

中里副会長：芦屋市で何ができるかということと言うと，再就職についての講座等でそういったことを組み入れる必要があるかどうかとも検討できます。

高田委員：計算するとそんなに損をすることではないんです。

柳屋会長：そういうふうに思い込んでいる人が多いから，誤解を解く講座を開くとか。

高田委員：女性も男性もそうですが，能力があるにもかかわらず，そこまでしか働きませんということで，12月くらいに制限したりしますね。それはすごく社会の損失だと思います。

宮本委員：一般的に税金を払ったら損だという意識をなくすことですね。税金を払うということは，その分，稼いでいるということだからもっとそこにプライドをもっていいと思いますし，払うと損だという意識が女医さんの間でもあるのですが，どうしてか分からないです。やはりどうしてか払うと損というイメージがあるようです。

柳屋会長：1円でも超えたら払わないといけない、超えなければ払わなくて済むというその差が頭の中にあるのでしょうか。

高田委員：雇う側からしても、もったいないです。働いて世の中に還元できるような仕事をされているにもかかわらず、自らが自らの首を絞めていくことを自らでやっているということですね。

宮本委員：税金を払うんだったら働きたくないという女医さんもおられるのですが、それだけ払える仕事を持っている、と逆に頑張らないといけないと思うのですが。教育も国のお金で受けている部分もありますし、その分返すということで。

柳屋会長：家庭に自主的におられるかたは、「103万円の壁」がありますからここまでしか働きません、これで勘弁してくださいということは可能かもしれないですね。逆説的なことかもしれませんが。雇い主からもう少し残業してくださいと言われても、103万円を超えるので残業したくありませんという口実はあるとお聞きします。ある意味では女性の自立に逆行することも強くあると思いますが。この辺の問題提起をしていただいた箇所を検討していただければと思います。

中山委員：5ページの問9は回答が1つだけですが、例えば、「3.子どもができるまでは職業をもつ方がよい」とありますが、この後に「結婚して子どもができるまで」みたいな選択肢はないのですか。考え方が間違っているかもしれませんが、これだと答えが1つしか出てこないと思うのですが。

柳屋会長：3の選択肢の人は、子どもができるまでは職業をもってもいいが、それ以降は職業をもたないということですね。子どもが大きくなったら、職業を持つのであれば、「5.子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」を選択しますね。

中里副会長：どうやって回答しやすくするかですが、まず選択肢の文が長いと理解するのに時間がかかるということがあります。そのことを踏まえて、問題提起に必要なだというご意見があればそのままでもいいと思いますが、13ページ、問23の「今後、市は、どのようなことに力を入れていくべきですか」の選択肢や、8ページ、問16の「原因は何にあると思いますか」という原因を分析するような質問、7ページの問14「男女が育児休業を取得するためにどのようなことが必要だと思いますか」は非常に幅広い判断になり、社会全体を見渡しての判断を問うような質問が多いのと、選択肢を理解するのに時間がかかると思います。問11「男女がともに働きやすい環境をつくるためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか」もそうですね。どちらかと言うと、これは他の回答を見ることで、後の報告書を作る際に引き出せると思いますので、回答者としては自分の立場上の回答と、さらに社会全体の課題を推測する回答が求められ、そのようなことが言いたい人もおられるかもしれませんが、それは自由回答で書いていただければいいと思います。もしどこかをカットするのであれば、これらの二重の回答負担を防ぐ為に、長くなりやすい選択肢、分析的なところの選択肢も長くなりやすいので、そこをまるまる削除するのもあり得ると思います。変え方としては、103万円について、どういう認識をしているかという話がありましたが、7ページの問14では「男女が育児休業を取得するためにどのようなことが必要だと

思いますか」となっていますが、これは分析的に考えることなので、例えば男女共に育児休業を取得することを知っているかどうか、また非正規雇用でもある条件が付与されれば育児休業を取れることを知っているかどうかというように、個人が知っている、知らないで判断する方が気楽に答えられると思います。意識調査としても意味があり、講座、セミナーの課題につながると思います。そういったことがいくつかの問いに共通しています。あとは12ページの問20ですが、選択肢が多く、前回の選択肢よりも増えています、増やした意図は何なのかと思います。

事務局(岡田): 国の回答項目と合わせ、国との比較を意識しましたので、こういう設定の仕方になりました。

中里副会長: これはかなり読むのが大変です。もう1つは8ページの問15で、仕事と生活のどちらを優先するかという非常に相対的なもので、もう少し工夫して、例えばどの時間を増やしたいのか、仕事の時間を増やしたいのか、家族との時間を増やしたいのか、またそのままでもいいのかというようにした方が具体的に判断しやすいと思います。その人が何をバランスよく思っているかによってかなりここは解釈が難しいと思います。簡単にこれがいいとは言えませんが、もう少し工夫をされたらと思います。

堀委員: 1ページのF2で「あなたの年齢は」とありますが、70歳代や80歳代を調査対象にするのはどういうことかと思いました。

柳屋会長: 抽出する際に、この年齢層のかたがたも入りますね。

事務局(岡田): 入ります。調査は無作為抽出になりますので、大体芦屋の人口の縮図的なパーセンテージで、年齢構成もほぼ近い形で出てくるはずですが、そうすると70歳代、80歳代の方々は結構な割合ですので、高齢化率も割と高いので、結構な数字が出てくると思います。

堀委員: 回答が出てくるかどうか心配です。

事務局(岡田): それは確かにあります。

堀委員: 例えば先ほどのアイロンの話になりますが、我々の年代ではありえないです。極端に言えば、70代、80代を調査対象にしていいのかわかりません。80歳以上のかたがこの調査に答えてくれるのでしょうか。

宮本委員: 結構多いと思います。若い人の方が答えてくれなくて、時間にゆとりのある70歳代、80歳代の方々は書いてくださると思います。

中里副会長: 前回調査では、30代の男性は多いですね。

宮本委員: 意識調査はやっばり難しいですね。

柳屋会長: 誠実に答えていただけそうな年齢層だということですね。

堀委員: 先ほどから議論されております職業の分類でも、派遣社員・契約社員と言われておりますが、そういうのを関係なしで過ごしてきたのが70歳代、80歳代です。

柳屋会長: この辺の意味合いが理解しがたいかもしれませんね。派遣社員、契約社員がどんな人ということが。そういった疑問をもたれるかたが若い人かたも含めてあるかもしれません。

事務局(岡田): 例えば実際にほぼ年金で生活されているかたはどこを選択していいのかということなどを内部で話し合っていたときに、調査の作成側の感覚では「無職」のところを

選択するのかなと思ったのですが、実際にそのように解釈するかたがどれくらいいるのかですが。

柳屋会長：他はいかがでしょうか。

高田委員：問20ですが、多分これは内閣府の調査と同じなので、大体どこの市であっても同じような結果が出ますので、少ない項目は削除したら、項目は減らせたいと思います。どれもすごく重要な項目ですが。問19-1の「だれかに相談しましたか」という問いの選択肢も、中里副会長がおっしゃったように「相談した」という文言を削除したら見やすくなると思います。もし可能ならば、問19-1に「配偶者から受けた行為について」と書かれてありますが、現在DVで問題なのは男性が暴力行為を女性から受けているというケースが結構出てきています。それは叩くとかの暴力行為ではなく、つまり支配する為の手段でしているのではなくて、普通に叩かれたということで恐怖感はほとんどなかったりするんです。行為はあるけれども、恐怖感はないということがはっきりしないと、DVなのか、単に「なあちょっと」みたいに押されたとかいうのも身体的暴力としてここに入ってくるので、男性の被害者がすごく多くなっているというデータが出てきて、誤った解釈になっているところもあり、問題になっています。ここでは基本的に行為ですので、何も怖くないから男性の場合は「誰にも相談しなかった」という答えがとても多くなります。だから、この選択肢を減らさないで残してほしいということと、またはこの行為を受けて恐怖を覚えましたかとか、怖かったですかという項目を付け加えると支配関係である暴力行為かどうか分かります。

柳屋会長：今おっしゃっていることは、問19の「身体的暴力を受けた」のところですね。括弧書きで（なぐる、ける、物を投げつける）などとなっていますが、恐怖感を想定させるようなところまではいっていないということですか。恐怖感をあおる、醸成するか、そういった説明にした方がいいんですね。

高田委員：結構難しいところですよ。

中里副会長：身の危険を感じたり、身体・生命の危険を感じたりという段階を付け加えたり。

高田委員：命の危険を感じるくらいの暴力を受けたことがありますかという問いに、大体20人に1人はいるのですが、それは非常に詳しい説明が要りますので、なぐられたり、おどされたり、包丁を突きつけられたり、死ぬかもしれないという行為をすべて含んだ気持ちで表せますね。

中里副会長：2段階くらいで分けるのはどうですか。

高田委員：それでもいいかもしれませんね。

事務局(岡田)：問19で「一、二度あった」、「何度もあった」という方々に対して、その行為によってあなたは恐怖感を感じましたかという項目を付け加えれば、結局そういう行為はあったが恐怖感は無かったという人と、恐怖感があったという人がそこで集計されるだろうということですね。

中里副会長：質問が枝別れすると複雑になるので、～の行為にもうひと段階増やして、生命の危険を感じるような暴力を経験したかどうかを付け加えるのはどうかと思います。程度を踏んだ段階を表す項目は調査でよく見たりします。

中山委員：なぐる、けるという暴力は非常に怖い行為です。今の人はおちゃらけに感じると

ということですか。

高田委員：そういうものにもチェックがつくんです。

中山委員：それでは付け足すのではなくて、例えば問い自身に「あなたは次のような行為で恐怖を感じたような経験はありますか」というようにするのはどうでしょうか。先ほど言っていた「恐怖」を項目に付け足すなら、1、2度では恐怖は感じないおちゃらけが分かるだけで、本当に知りたいDVについては分かにくいですね。

柳屋会長：～の行為すべてについて、恐怖を感じることを基準にするかどうかですね。それか、～のところの暴力だけに「恐怖感」を入れるかですね。

中山委員：「恐怖」という言葉は入れるべきですね。

中里副会長：そうすると、段階分けして二つに分けなくても、恐怖を感じたかどうかを聞き取れば、その方がいいかもしれません。

宮本委員：問19で「次のような行為でこれまでに恐怖を感じたこと経験がありましたか」というようにしてはどうでしょうか。

柳屋会長：例えば、経済的暴力においても、恐怖を感じたらDVということでしたら、はじめの問いのところに「恐怖」という言葉を入れてもいいと思います。経済的暴力で恐怖というのはどうですか。

宮本委員：経済的暴力にもあります。

柳屋会長：それか、身体的暴力のところに「恐怖」という言葉を限定するかですね。その辺を少し修正していただきましょう。

高田委員：～の項目は、内閣府の調査の項目にしたらどうでしょうか。毎日帰宅すると、今日もらったレシートをくださいと言われたら恐怖です。人参、大根、これは今日はいらないでしょうとチェックされ、これはあなたのお金から出さないかというようなことを言われ、また時間を確認され、この時間にどこに行っていたかということを毎日、逐一帰宅の度にされたら恐怖ですね。

事務局(岡田)：それを恐怖と感ずるかたど、恐怖と感ずないかたがいると思ひますが、そこは言葉が難しいところですね。

柳屋会長：芦屋市のDV基準の考え方を示すようにはなりませんね。ここは慎重に考えていただきたいです。

事務局(岡田)：そうですね、ここをもう少し検討します。あと1点あるのですが、問21の交際相手からの暴力で、経済的暴力というのがあるのですが、これがピンとこないといひますか、配偶者と交際相手の質問を一緒にするのであれば「配偶者等からの」といふことで大丈夫なのですが、質問を分けるとすれば、そもそも交際相手と婚姻関係にないわけですから生活費を渡さないなどは想定自体が少しずれているのかなど。もし、質問項目を分けるとすれば、～の経済的暴力は削除した方がいひのかなと思ひのですが。

高田委員：いつもおごらされるとか。

事務局(岡田)：それだと書くときに困ります。デートをしていて、いつも片方がいひよ、いひよと支払うよといふようなケースもここに入るのかどうかです。

山川委員：借金をせまられたとかはどうでしょう。

事務局(岡田): 金銭的に依存されるとかですか。

高田委員: そもそも の社会的暴力に関しては、携帯電話で登録している異性の友人のアドレスを消せと言われ、メールのチェックを必ずされるとか。

事務局(岡田): では基本的にこの項目は置いていた方がいいということですね。

高田委員: の経済的暴力、 の社会的暴力は置いていた方がいいです。特に は現在とても多いので。

柳屋会長: それでは時間がきましたので、最後に言い足りないところはないでしょうか。では市民意識調査に関しては、先ほど委員の皆様からいただいた意見を吟味していただき、修正できるところは修正していただくようお願いします。この調査は10月に実施されますか。

事務局(岡田): 10月に予定しております。その前に庁内でもこういう調査を実施していきますと、市民の方々に対する質問もこういう聞き方でいいのかどうか等も含めまして話し合いをしていきます。

中山委員: これは職員対象にも調査されますか。

事務局(岡田): 職員にも似たような形で実施します。職員の方は若干、具体的に聞いた方がいい項目も出てくると思っています。あと、まだ職員対象の調査については細かくできていないのですが、現在気になっている点は職員意識調査の中で、女性の昇格に対する意欲があまり高い数字ではなく、意欲がなく仕事をしているのかということと必ずしもそうではなく、意欲はあるのだけれども昇任・昇格とはまた別と感じているのか、なぜそう思うのかをもう少し具体的に聞けたらと思います。今はそういった段階です。

柳屋会長: 職員意識調査の質問項目は今後の審議会との絡みでどうされる予定ですか。

事務局(岡田): 今後、詳細設計し、庁内本部会議にかけますので、審議会であらためてお示しすることはないです。基本的に市民意識調査と項目をあまり変えないですつもりです。例えば、「収入がある方、ない方におたずねします」といったようなところは変わってきます。そういうところは、削除したり、変更したりします。

中山委員:(行動計画の)進捗状況の評価がありますね。あれは役所のかたがやられておるのですか。それと、自分たちが思って男女共同参画を推進することを意識して業務をしている部分と、実際に出てくる評価とギャップがあると思うのですが、思い過ごしや評価していることを、今回の調査が職員の皆さんに見直してもらえようような機会になればと思います。単に意識調査をしましたということではなく、進捗状況の評価と併せて、再評価することが大事だと思います。質問項目は特に変えなくてもいいと思いますが、あとは取組み方の問題になります。

事務局(岡田): できるかどうか分からないですが、検討させていただきます。

高田委員: 必ず評価をしましょうということですね。

柳屋会長: 今回の調査は第3次行動計画に活かしていくということですね。そこは事務局側に検討してもらいましょう。

高田委員: すみません、調査項目に戻りますが、先ほど中山委員がおっしゃられた問9が複数回答ではないのですかということですが、確かにそうで、結婚と仕事、子どもと仕事の2つのことを聞いています。複数回答にする必要があるのは、結婚と仕事の話と、

子どもと仕事の話に分けて考えないと出てこないということですね。

柳屋会長：ということは、回答者が2つ答えてしまうということですか。

高田委員：そうですね、ここの項目で抜けているのは、「結婚をしても、職業をもつほうがよい」というのです。

柳屋会長：きちんと明文化するべきで、その他の欄に書いてもらうことは不親切ということですか。

高田委員：子どもができるのが前提の話になってしまうということです。

中里副会長：これはよくある形式で、段階的にみていき、「1. 女性は職業をもたない方がよい」は、最初からずっと職業をもたない、つまり最初から仕事をもたない、次にもしもっていたとしたら結婚というハードルで辞めるかどうか、次は結婚をクリアしているけれど子育てというので辞めるかどうかで、ライフコースの段階を想定した上で答えるようになっていきます。

高田委員：そうですが、この聞き方だと結婚をしても職業を続けるという選択肢がないと全部の答えが出揃わないです。一般的に女性が職業を辞めるときはいつだと思えますかという問いに対して、結婚するまで、子どもをもつまで、子どもができて仕事を辞めて、もう一度復帰するという三つの答えになります。

柳屋会長：結婚しても、子どもをもつても職業を続けるみたいなものを加えますか。

中里副会長：それは「4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」に含まれないですか。つまり、「2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい」と「3. 子どもができるまでは職業をもつ方がよい」の2つを選ばなかった段階で、「4」は「結婚しても続けている」というのが前提になっているんです。

柳屋会長：「4」は「結婚しても」という意味も含まれているということですね。

中里副会長：そうですね、子どもをもつということに、結婚が前提であるということですね。

高田委員：そうなる、そこを分かりやすく書いた方がいいですね。

柳屋会長：「結婚しても、子どもをもつても、仕事を続ける」みたいなことを付け加えますか。

高田委員：それを入れるとすごく複雑になりますね。そこがすごく難しいところで、どこがターニングポイントかです。結婚なのか、出産なのか、それらは関係ないのか、または結婚でも出産でもいいので、とりあえず一度仕事を辞めて、また復帰するということなのか。

村上委員：この質問だったら、結婚して、子どもができない女性はどこに含まれますか。

高田委員：そういった女性は、結婚してもずっと続けるという選択肢しかないんです。

柳屋会長：女性は職業をもち続けたほうが良い、みたいなことを加えますか。

中里副会長：択一にするという段階で、重複してはいけないというルールがありますので、全部をカバーするという条件と、選択肢が重なってはいけないという条件をクリアすると、こうなってしまいます。

高田委員：これはとても難しいです。ターニングポイントは結婚にあると思っている人はどうなのかと、出産にあると思っている人はどうなのかということとは話が別になってしまいます。再就職という考え方なのか、3歳児神話の考え方なのか、色んな要素が入っているので分けて考えた方がいいですね。

柳屋会長：ずっと働き続けるべきだという選択肢を加えるべきということですか。

中山委員：職業をもつべきという考えのかたもおられますしね。

中里副会長：前回の選択肢に含まれているという前提だと思うのですが。

中山委員：回答者が考える人であれば、迷うかもしれないですね。

中里副会長：子どもを持つべきでないという考えの人がどう思うかということですね。そういうかたは4の選択肢に該当するわけですね。

柳屋会長：4の選択肢に、結婚して子どもができてもずっと職業を続けるというかたは含まれないですか。

高田委員：おそらくこれだけ議論するということは、付ける人は付けづらいと思います。もう少し分かりやすくしていただけたらと。

中山委員：具体的に書いてくれればいいのですが。

柳屋会長：それでは、事務局に調整していただきましょう。働き続ける選択肢を入れていただいて。そういう意見が強いということですので。以上でよろしいでしょうか。職員意識調査についてはご説明があったとおりです。その他、事務局から何かご連絡はありますか。

事務局(岡田)：10月を目標に実施しようと思っています。調査の概略や速報を1月くらいに報告したいと思っています。今年度中にもう一度審議会をお願いしたいと思っています。

柳屋会長：では本日の審議会はこれで終了させていただきます。

= 閉会 =